

日本助産学会ニュースレター

発行所 日本助産学会

〒102-0071

東京都千代田区富士見 1-8-21

東京都助産婦会館内

電話・FAX 03-3221-0417

代表者 近藤潤子



第 15 回日本助産学会学術集会の進捗状況

金沢大学医学部健学科 母性・小児看護学講座 坂井 明美

この度、伝統ある第 15 回日本助産学会を 2000 年 3 月 24 日(土)、25 日(日)に石川県金沢市文化ホールで開催させて頂くことになりました。本学会が北陸の地で、初めて開催されることは、この地にいます助産婦達のみでなく看護職や医療職そしてお母様方や市民にとっても極めて意義のある喜ばしい事と考えております。歴代の学会長の先生方にも同じ思いをされたのではないかと思いますが、推薦をいただきました時には名誉な事とは感謝をしつつ、諸事情を鑑みますと不安因子が多く即答させて頂くことは出来ませんでした。そのような中で共に働く仲間達が「石川県の栄誉、金沢大学の栄誉です。協力は惜しませんので、ぜひ受けて下さい。」と力強い後押しをくれた事、そして私の恩師からおりおりに「運命の女神は、非常に嫉妬深くて、微笑んだ時に微笑み返さないと、二度と微笑んでくれない」と教えを受けた事を思い返し微力ながらお引受けする決心をするに至りました。それ以後は水面下で第 15 回学会に向けての準備を開始しました。

石川県の看護職は向上心が強くかつ実行力に富み、日本看護協会の発表件数も例年全国でも上位を占めています。しかし、日本助産学会に対しては評議員の努力が不足している事は認めましても意識が低く、過去の本学会への参加者や発表等も一部の教育機関のみに限られています。そこでまず助産婦の仲間達の啓蒙活動を看護協会の助産婦職能集会や

日本助産婦会石川県支部を通して開始しました。その一方で第 15 回日本助産学会学術集会の説明会を 10 月上旬に開催しております。これには石川県内の施設勤務助産婦の約半数が何らかの形で理解し、協力する意思を示して下さいました。本当に有難い事で大きな岩が少しづつ動いていく手応えを感じております。日本助産学会学術振興委員会で企画されました第 12 回助産学会ワークショップには北陸三県の助産婦達にも参加を募りました。当日は近藤潤子理事長の基調講演に 75 名の出席があり、そのうち来年の学会にむけて 43 名がワークショップに参加し準備を始めております。ワークショップの翌日には第 1 回企画委員会を発足させました。メンバーの委嘱は日本助産学会会員である事を条件に、実践家として、行政人として、教育者としての三位一体で構成し、遙く意見の交流が行われる事を意図しております。月に 1 回の企画委員会が開催され 4 月で 3 回目となります。そして第 14 回日本助産学会学術集会には担当者が参加し、沢山の刺激を受けて帰って参りました。きめ細やかで、人情味のあるそして学術的にも実のあった前回の学会を踏襲しつつ、金沢らしい趣のある企画、運営が出来ればと思っております。皆様にはぜひお力をおかし頂ければと思います。

どうぞ文化と伝統の街、金沢へお誘いあわせてお越し下さい。担当者ともどもお待ち致しております。

<ICM からのお知らせ・・・

国際委員会



「Care in Normal Birth: a guide for when everything goes right」

ノルウェー助産婦会議において、ペトラ・テン・ホーペベンダーICM 事務局長が公演を行いました。 以下は、その内容の一部をまとめたものです。

1. 正常産におけるケアの見直し

世界保健機構(以下、WHO)は、助産サービスマニュアルやガイドライン作成に関する事業をも担っています。 しかし、これらの内容を再検討したところ、異常が生じた場合の対策方法が膨大であるのに対し、正常分娩経過中は何をすべきか、すべきでないかといったことが全く記されていないということが明らかとなりました。 そこで新たに「母子のための一括提案」の一部として、「正常産におけるケア；実践手引き」が作成されることとなりました。

プロジェクトチームには、ホーペベンダー氏とオランダのピーター・トレファース産婦人科教授のほか、メンバーとして、10カ国から6名の助産婦と6名の産婦人科医、WHOのスタッフらが参加し、イギリスの小児保健機関やアメリカの母性保護機関も監修に加わりました。 プロジェクトメンバーは、まず、現在実践されているケアの「根拠」について調査し、どのようなケアが確かな根拠に基づいて実践されている安全なケアであるといえるのかを検討しました。 そして、1995年3月、スイスのジュネーブにおいて会合を開き、小グループによるディスカッションを持ち、分娩各期におけるケアの根拠について十分な意見交換を行いました。 この会合では、現在実践されている、正常産における一般的慣習・ケアを、それぞれの内容に応じて、ABCDの4つのカテゴリーに分類しました。

■ カテゴリーA：実用性が立証されており、実践が奨励されるべきもの

ここでは、対象に正しい情報と選択の余地を与え、相手の立場や気持ちになって行うサポートや、安全を確保しつつ産婦自身も安心感と自信を得られるよう行うサポートの具体例として、22の実例が挙げされました。 それぞれの安全性を検討する上で、妊娠や分娩が、その社会でどう捉えられているのかを知る必要があります。 妊娠分娩は、健康な生活活動の1つであるという認識を得るためにには、政治にも働きかける必要が出てくるかもしれません。

■ カテゴリーB：明らかに有害、もしくは無効であり、排除されるべきもの

ルティーン化された浣腸、剃毛、点滴による血管確保、仰臥位やさい石位の強制などがこれにあたります。 これらに限らず、ルティーン化された行為自体、排除されるべきなのです。 その人にとって、その行為が必要だから実施するのであって、決まっているから実施するのではないのですから。

分娩第2期に、さい石位で10秒以上もの長い努責をかけさせことがあります。 これは、児頭を下降させ、分娩時間を短縮させる効果があると考えられていましたが、両者

には確かな因果関係がないことがわかりました。一方、長い努責により母体の心臓や血管に及ぼす負担は増大し、さらに、仰臥位時は増大した腹部による下大動脈の圧迫が子宮への血流を阻害し、胎児循環に悪影響を与えるというのは、明らかな事実です。体位を固定せず、短い努責をかけただけでも分娩は進行しますし、むしろ、この方法の方が、長い努責をかけたときのような悪影響がないことがわかっています。

また、分娩第2期における会陰を伸展させるためのマッサージについても、母体・胎児の双方に良い効果があるのかどうかまったくわかつていません。むしろ、会陰マッサージは児頭が会陰を徐々に伸展させるという自然の作用に余計な力を加えることであり、会陰裂傷の説明や、胎児のストレスの増強につながる、という有害性も指摘されています。このカテゴリーには、以上のケアを含め15の実例が挙げられました。

■ 厥行する根拠が十分とはいえないため、実施にあたっては、更なる研究の余地がある行為であることを認識すべきもの

子宮底圧迫による娩出補助や、会陰保護ともう一方の手による児頭娩出コントロールの2つがこのカテゴリーにあてはまります。子宮底圧迫による娩出補助については、子宮や胎児に損傷を及ぼすおそれがあるとか、そのような実例があったという報告がありません。また、イギリスで、助産婦が会陰保護と娩出コントロールをした場合としなかった場合の会陰の損傷について比較する研究が行われましたが、どちらのグループにもほぼ同じ件数と程度の会陰裂傷がみられたという結果が得されました。前者も後者も、カテゴリーAにもカテゴリーBにも振り分けることができなかつたので、「研究の余地あり」とし、現在のところ、個別性に応じて実践されるべきとしておくこととなりました。

■ カテゴリーD：不適切な実践といえるもの

持続的胎児心拍モニターの装着や、陣痛促進剤の使用がこれにあたります。助産婦や医師が安易に使用を決めたり、その施設の分娩方針として提示されたりしていることもあります。私たちも協働する他の専門職にも働きかけ、正常分娩経過において使用する必要のないものであるという理解を得なくてはなりません。

2. 私たち自身のためにできること

- 自分自身が何をするのか、また、なぜそうするのかを意識して行動するよう心がけること。根拠のない古い慣習にとらわれず、日々の学習と議論を怠らないこと。
- 先駆者による様々な研究結果の実践への活用方法を学ぶこと。研修会や講習会などに参加し、知識を得る機会とすること。
- 自らも研究者となること。刻々と変化する環境にあって、日々の体験から得られるものを無駄にしないこと。
- 私たち助産婦は、古くから受け継がれてきた知識と最新の科学を統合し、専門職としてのケアを提供していることを忘れないこと。私たち自身が助産婦の専門性を正しく理解し研究を積み重ねることこそが、助産婦としての行為を支えているのだということを忘れないこと。日々の助産活動、そしてそこで出会った事実、議論、こうしたすべてのことが、助産の科学の進歩に寄与するものであることを忘れないこと。

「男子への助産婦資格拡大問題」に関する 国際的状況からの検討



国際担当理事 加納 尚美

男子への助産婦資格拡大に関する保健婦助産婦看護婦法一部改正案が、日本看護協会、日本助産婦会の要望により、今国会に自民党から議員立法として提出される予定であった。しかし、5月16日に超党派間の意見調整がつかないという理由で自民党は法案提出を見送ることを決定した（朝日新聞朝刊5/17総合面）。

日本助産学会理事会においては、昨年度よりこの問題に対して検討をしてきている。現在のところ、必ずしも明確な結論には至っていないが、すでに男性助産者を誕生させていく海外事情を踏まえて検討を行ったので報告する。

I. これまでの経緯

男子への助産婦資格拡大を推進する主な理由には、日本看護協会の「本会としでは法的な性差別をなくしていくことを指向しているので…以下略」（看護、1997年5月号）というように、現行の助産婦資格を女子のみに限定することは、「男子への性別」という状況を作り出している、という主旨である。日本助産婦会は、本年3月に書面による代議員会議を開催し、「助産婦職への男性への対象拡大」に関して、妊娠婦が助産婦の性別を選択する権利の保証を盛り込んだ付帯決議を伴う法改正に向けて、1999年3月15日付けで自民党南野議員に要望書を提出した。その主な理由としては、「必要な社会状況変化に応じた助産婦の役割の拡大への対応」としている（社団法人 日本助産婦会平成11年事業報）。

告並びに平成12年度事業計画（案）78～80頁2000年）。要約すると次の3つの視点が明らかになる。

- 1) 現行が性差別（教育および職業選択の機会均等）または男女共同参画社会とはそぐわないか否か。
- 2) 女性のみが経験する妊娠出産にあたって助産婦という職種を妊娠婦が選択する際に職種の「性」を選択できる配慮が必要か否か。
- 3) 職種の性が男女になることで業務内容が変化するか否か。

II. 文献検討

最近の国内の調査研究および、主に1970年代、1980年代に男性に助産婦資格を認めた英国、米国に関する海外文献を検討した。

1. 国内文献

- 1) 男性助産士に関して妊娠婦、その夫、助産婦学生は、男性助産士に関して全面的に賛成および反対はしていないが、特に妊娠婦は具体的な性器に関わる処置やケアに関しては否定している傾向があった。
- 2) 男性看護士が婦人科のケアを行うことに関しては、女性および男性看護者は性差に相違はないという調査結果はあるが、受け手からの調査は十分ではなかった。
- 3) 医療機関内のセクシュアル・ハラスメントの事件報告をみると男性職員（看護士も含む）から女性看護婦への加害行為が多い。
- 4) 最近の性差別の議論に関しては、「助産婦」等の「婦」は、差別を生み出す土壤になっており、男女共通の呼称にすべきである（上

野千鶴子、メディアの中の性差別を考える会編「きっと変えられる性差別語」三省堂 1995 年 156 頁)。一方で、「性暴力」あるいは「女性に対する暴力」に関して、民間支援団体、総理府、警察庁も具体的対策に乗り出している。1996 年 5 月には警察庁は女性警察官による「性犯罪捜査指定員制度」を設けた。その主な理由としては、男性警察官による「二次被害(いわゆるセカンドレイブ)」を防止するためと、また、圧倒的に性暴力被害者が女性であるということである(西日本新聞社会部「犯罪被害者的人権を考える」平成 11 年 19 頁)。

2. 海外文献

ヨーロッパにおいては、男性助産者(male midwife)の問題は決して最近のものではなかったようである。助産の仕事は 17 世紀までは主に女性のものとされたが、18 世紀以降助産に鉗子が導入されると男性助産婦が増加し、中産階級を中心に異常産に強い助産婦として男性助産者が拡がっていった経緯がある。同時に産科医も台頭し、男性助産婦はむしろ産科医へと役割を移行させていく。英国では 20 世紀初頭には法的に男性には助産婦資格が認められず、1951 年には助産婦は女性に限ると法文に盛り込まれた。そうした背景には産科医の意向が強かったとも言われている。

しかし、1960 年代から、男性が助産婦になれないのは「男女平等に反する」という疑問の声が看護界から出され、1970 年代には王立助産婦会でも男性助産婦受け入れの是非を様々な角度から議論されていた。当時の検討内容を見ると

1) 妊産婦や夫たちの受け入れに関する初期の調査結果では、日本の調査結果よりも賛成が多い傾向であった。

- 2) 男性助産者の議論の前に、男性看護学生に産科看護のカリキュラムや実習への参入が試みられているが、制限と慎重さが絶えず加味され、妊娠婦や夫に拒否された場合は実習は教室での学習にふりかえられた。
- 3) 男性助産者が勤務する際のインフォームドコンセント、妊娠婦が選べるということが検討されるべきである、とされた。
- 4) 女性団体から男性助産者導入についてクレームが寄せられた。

1975 年に 8 月に性差別禁止法改正によって、1951 年の助産婦法の男性参入不可の壁は撤廃されたが、その内容は賛成・反対派の妥協点で合意されたものであった。男性が入学できる学校は指定された 2 校のみで、卒業後の勤務場所も助産婦学校との関連病院に限るというものであった。

ヨーロッパ連合諸国では、Immss という男性が 1980 年に英国のサンダーランドの助産婦学校に入学を希望したが(つまり前述した指定以外の助産婦学校)、許可されなかつたので、ヨーロッパ議会にこの旨を訴えた。こちらの裁判も糺余曲折あり、最終決着のついたのは 3 年後の 1983 年であった。その結果以降ヨーロッパ連合諸国では男性も助産婦学校に入学でき、資格を取得し助産業務につくことが合法化された。英国では 1987 年には男性助産者は 11 人、1997 年で 3 万 3,000 人の助産婦数の中で 53 人(1.6%) の男性助産者がいる。

一方、英国では 1980 年代後半から、従来の病院出産への疑問や抗議が女性たちの中から湧き起こり、やがて 1993 年の「変革する出産」報告(changing childbirth)へつながる。Liz は、こうした流れを男性中心の出産管理への挑戦と名付けている。女性たちの声やニーズの表現は、男性助産者の非が議論

されていた 1970 年代とは質的な変化があつたようである。このような状況の中で、男性助産者の実際の働き方、妊産婦の選択できる条件作りに関してさらに情報収集する必要がある。

次に、英国と比較して助産婦の歴史の浅いアメリカ合衆国を見てみる。合衆国では、看護助産婦（英語では Nurse-midwife というが以降助産婦と略す）は 1950 年代半ばにその数は数百人であり、1998 年によく全米で 6,000 人を超している。男性助産婦は 1982 年に誕生している。その際に、アメリカ看護協会は、「法的な性差別撤廃に照らし合わせると男性を助産職から排除することは、逆行することである。男性助産婦の教育を行うことには問題はない。しかし、サービスを受ける人の視点に最大限に配慮する必要がある」とコメントを行っていた。1998 年には男性助産婦は約 60 人（全体の 1%）ということである。教育課程は 1999 年よりすべて修士課程で行われることになった。

最近の状況について、1998 年の報告によると、産婦人科新生児看護の連合会（AWHONN）は、専門職としてジェンダーにかかわらず男女とも同様なケア能力があること、アメリカ看護助産婦会は、ジェンダーを超えて助産業務を行うため、必ずしも看護助産婦はすべて女性であるべきではない、という見解を出しているにもかかわらず、前者は 22,000 人の会員の内男性は 3 人であり、この 65% が産科で働いている。つまり産科看護婦のほとんどが女性である。その背景には多くの病院が産科には女性の看護婦しか雇わない現状があり病院側は女性からクレームが多いと経営が成り立たない事がある。これに関して、男性看護者から裁判が起こされているが（1994 年アーカンソント州）、裁判所は男

性看護者の雇用に伴う差別は合法的という結論を出している。その理由は、医師や看護助産婦に関しては妊産婦は分娩前には選択できるし、実際に選択している。しかし、病院産科勤務の看護婦を妊産婦は選択できない。なぜなら看護者の勤務体制はあらかじめきめられたものであるからである。また、すべての男性看護者が分娩室で親密なサービスを行うのは相応しくない。というのは、彼らは性にともなう同等でない性質（特性）を持つため、妊産婦がすべて男性看護婦を受け入れはしないからというのが判決理由である。

合衆国では、病院勤務助産婦の勤務形態は、日本の勤務助産婦とは異なる場合が多い。助産婦の受け持ちケースは助産婦の判断ですべて退院まで責任を負う。助産婦は受け持ちケースがいる場合には病院に出向く、という働き方である。男性助産婦も女性と同様な助産業務を行っているが、十分に受け入れられることもあれば拒否されることもある。また、女性助産婦とペアで組んで働くといった配慮もされている。病院では看護婦が交代勤務を行い、医師、助産婦の双方のケースの観察ケアを行っている。日本の助産婦は勤務形態は合衆国の産科看護婦に近い。ケアの提供には性差はないと言いつけていても現実問題としては、ケア提供者の性が合衆国では問題になっていることが、裁判例や実際の産科看護婦の性別からもわかる。

以上、海外でも男性助産導入前も、それ以降でも理念と現実問題では様々ギャップもあるようである。

III. 選択権に関して

1. 日本国憲法、法律の視点から

憲法解釈においては、憲法が条文という形で権利を定めているのは国がその権利の内容を実現していく責任を負っているという考え方

方がある。

<憲法>第13条 幸福追求権

イ 人格的自立権（自律権）：自分ことはコントロールする

ロ 自己決定権

ハ 幸福追求権

これらのイ、ロについては必要性と合理性があれば規制をかけることができる

第14条 差別禁止要因

不合理の差別の禁止：合理的な異なった取り扱いは禁止していないし、つまり、「助産師」の名称変更に伴う必要性と合理法の説明が必要であり、現行の助産婦が両性でなかつたことに対する不合理が明確にならなければ、不合理の差別禁止には触れないことになる。

既存の法律における選択権について民法の夫婦どちらかの姓を選択することができる。しかし、第3の選択として別姓を選択したときは現行法では不利益をこうむるため、法改正案が提案されている。選択できるとあるが、現行では圧倒的に男性の姓が選択されている現状である。

2. 国際助産婦連盟倫理規定の視点から

ICM 倫理規定（日本助産学会誌 第8巻第1号；50-61 1993）によると、選択権に関しては、

規定

I. 助産における人間関係

a. 助産婦には、女性が情報を与えられた上で選択するという権利を尊重し、女性が自分の選択の結果について責任を引き受けるように奨励する。

IV. 日本助産学会理事会の検討課題

妊婦の選択権に関しては、ICM 倫理規定に依拠した態度表明で十分ではないかと考えられる。これは、国内の加盟団体においても異論はなく妥当な内容であろう。具体的にど

のように選択する権利が保証されている実態があるか、また保証されていくための条件が必要であるかについては、今後とも調査・研究が必要であろう。

助産学の構築に際して、この助産と姓やジエンダーという問題をどのように扱うかは、必ずしも十分な学問的検証が積み重ねられている分野とはいえない。慎重でかつ広範囲な議論が今後とも不可欠と考えられる。

参考文献

- 1) 斎藤益子他「男性助産士に関する意識調査（第2報）母性衛生・第39巻1号 1998：16-25
- 2) 百田武司他「男子看護者のかかえる問題」看護学雑誌 第62巻3号 1998：280-283
- 3) 田中早苗「医療機関におけるセクシュアル・ハラスメント：ナースに知ってほしいこと」看護学雑誌 第62巻1号 1998：36-40
- 4) 井上久「医療機関におけるセクシュアル・ハラスメント：看護110番の事例から考える」看護学雑誌 第62巻1号 1998：41-44
- 5) 伊澤ひとみ「看護士は婦人科的処置に就けないか」 助産婦雑誌 第53巻2号 1999：88-91
- 6) P. Tagg: Male Nurses in Midwifery, Nursing Times, Oct 21; 1851-1853, 1981
- 7) Association View: Manpower and male midwives, Health and Social Service Journal, June 3 ; 668-689, 1982
- 8) H. McKenna et. al: The Developments and trends in relation to men practising midwifery: a review of the literature, J. Advanced Nursing, 16; 480-489, 1991
- 9) Unequal Partners (History), Nursing Times, vol. 88, No. 22; 58-60, 1992
- 10) L. Stephens: Male Power: a challenge to normal childbirth, British Journal of

- 11) J. Zurlinden: Do Male OB/GY Nurses
Labor Against Bias?, Nursing Spectrum,
vol.8 NO.17; 4-17, 1998
- 12) 芦部伸喜: 憲法新版補訂版 岩波書店
1999



第 14 回助産学会総会報告

庶務担当理事 小田切 房子

第 14 回日本助産学会総会並びに学術集会が、2000 年 3 月 19 日(日)・20 日(月)鹿児島市民文化ホールにおいて 646 名の参加により盛会に開催された。 総会は 19 日(日) 14 時 50 分より当日参加会員 210 名の出席のもとに、近藤理事長の挨拶により開会された。 総会の概要を報告します。

1. 平成 11 年度会員について (平成 12 年 1 月末現在)

普通会員	1,074 名	(入会承認数 112 名)	退会者数 55 名)
特別会員	11 名	会誌継続購読	23 機関

2. 平成 11 年度収支決算

収入	11,637,124 円	(繰越金、会費、雑収入他)
支出	9,235,729 円	(会議費、事業費、事務費ほか)
繰越金	2,401,395 円	

3. 平成 11 年度

特別会計報告

1) 学術集会基金	2) 学術奨励基金	3) ICM 評議会出席費用積立金
収入 4,800,000 円	収入 17,820,000 円	積立金 850,000 円
支出 4,000,000 円		支出(マニラ) 300,000 円
現在高 800,000 円		現在 550,000 円

4. 監査報告

2 月 23 日に監査し、適切に処理されていると報告された。

5. 理事会報告

理事会は定例で 5 回開催し、紙面会議を 1 回開催した。 学会の運営・事業の推進、入会申込者の審査などについて審議した。

18 期日本学術会員候補者として堀内成子副理事長を、推薦人として近藤潤子理事長を、推薦人予備者として丸山知子理事を決定した。

第 16 回日本助産学会学術集会会長として堀内成子聖路加看護大学教授を選出した。

6. 庶務報告

理事会、評議員会、総会の準備および運営の会務に当たった。
会費滞納者および入会承認後の会費未納者への通知を行いその対応を強化した。
会務の円滑化をはかるために会員名簿管理について検討した。
事務所の賃貸について再契約を行った。

7. 委員会報告

- 1) 会則 担当：役員の任期および理事会開催回数など会則改正にむけて検討した。
- 2) 渉外 担当：組織強化について検討した。
- 3) 広報委員会：国際助産婦の日ポスター作製を3団体で2年毎に交代で作成することに合意した。平成12、13年は日本看護協会が担当する。学会は500枚印刷し関係機関に発送予定である。国際助産婦の日リーフレットを平成12年より(社)日本助産婦会と合同で作成することになり5,000枚印刷し関係機関に発送予定である。
ニュースレター第29号・30号・31号を発行した。
- 4) 編集委員会：学会誌第13巻1号・2号を発行した。投稿論文12編で、3編が査読後不採用。投稿原稿の枚数が多いものがあり、投稿規定の見直しと英文定作成および査読基準の作成に取り組んでいる。
- 5) 国際委員会：学会誌およびニュースレターでICMの情報を提供し、海外および国内からの国際関連事項に関する問い合わせへの対応を行った。
日本助産学会会則の英訳を行っている。
- 6) 学術会議委員会：第18期日本学術会議会員選出に係わる学術研究団体の登録申請を行った。第18期日本学術会議会員候補者および推薦人、推薦人予備者の選出について理事会の承認を得て手続きを行った。
会員の文部省科学研究受託状況の把握を行った。
- 7) 学術振興委員会：第12回助産学会ワークショップを「助産学研究の課題を探る」のテーマで金沢市において開催した。出席者は43名であった。委託研究について一件50万円(総額200万円)を目安に応募要綱を検討中である。
- 8) 業務・教育検討委員会：1999年度東京女性財団からの自主活動の助成金を受け、助産婦の役割と責務を明示した女性と家族向けのパンフレットを作成した。リプロダクティブヘルスの関連施設や公共の場に提供する予定である。

【質疑応答】

特別会計学術奨励基金への寄付金について、寄付者とその使途について説明を受けたい旨の発言があった。匿名を希望されているのでご氏名の公表は差し控えさせていただきたい。活用については学術振興に活かせるよう委員会で検討していく予定であ

ると近藤理事長より回答され、承認された。

8. 審議事項

1) 平成 12 年度事業計画

- (1) 第 15 回学術集会開催
- (2) 学会誌・ニュースレターの発行
- (3) 助産学に関する研究の振興
- (4) 助産学に関する研究委託
- (5) 国際助産婦の日に関する事業の実施
- (6) 国際助産婦連盟および関連団体との交流
- (7) 日本学術会議関係活動
- (8) 組織強化
- (9) 運営および事業推進に関する会議開催

総会 1 回、評議員会 1 回、理事会 5 回、各委員会 必要回数

2) 平成 12 年度予算

収入 12,581,395 円 (会費、繰越金他)

支出 10,463,320 円 (会議費、事業費、事務費、予備費他)

上記について、審議採決し提案どおり決議された。

9. 次々期学術集会会長承認

第 16 回学術集会会長として評議員会で選出された堀内成子聖路加看護大学教授が近藤理事長より紹介された。

10. 次期学術集会会長挨拶

次期学術集会会長金沢大学医学部保健学科坂井明美教授より挨拶があり、平成 13 年 3 月 24 日～25 日、金沢文化ホールで開催する旨の紹介があった。

第 14 回助産学会評議員会開催報告

2000 年 3 月 19 日(日)鹿児島市文化ホールにおいて、出席者 27 名委任状 10 名により開催された。総会提出事項の審議と第 16 回学術集会会長の選出が行われた。



第12回日本助産学会 ワークショップのお知らせ

2002年に東京で開催予定の助産学会の前に、会員みなさまの研究活動を支援するためのワークショップを以下のように企画しました。例年と異なり、グループワークの形式はとりませんが、非常に有益な講義です。植村教授は日本学術会議の委員を歴任され、国際的にも通用する論文の書き方と発表のし方をわかりやすく講義していただきます。以前、このテーマでの講演がたいへん好評で立ち見の席が出たくらいの内容です。将来の学会員になる助産婦学生の皆様にも是非一度、聴かれることをお勧めします。そして、次なる研究活動へつなげていただけると幸いです。

テーマ：“もっとうまく論文発表するために、知って得する講座”

開催時間：2000年11月13日(月) 午後6時より午後8時 (受付5時30分)

開催場所：聖路加看護大学 アリス C. セントジョン・メモリアルホール

基礎講演：「うまい研究発表のコツ－論文の書き方と学会発表－」

愛知医科大学看護学部 植村 研一 教授

なお、日本助産学会誌掲載論文の動向と今後への期待という本学会編集委員会からの報告もあります。参加希望者は、参加費を下記の郵便振替口座に11月6日までにお振込み下さい。

参加費：2,000円(会員・非会員ともに)、学生は1,000円

郵便振込み先：番号 00190-5-37388

名称 母性看護学・助産学研究会 代表 堀内 成子

連絡先：〒104-0044 東京都中央区明石町10-1 聖路加看護大学

FAX: 03-5565-1490



「国際助産婦の日」—キャリアと新人が確認したこと：in 仙台—

広報委員 佐藤 喜根子

1991年5月に制定されて以来わずか9年の「国際助産婦の日」は、毎年5月5日の子供の日と重なって、職能はもちろん市民の間でもすっかり定着した趣があります。

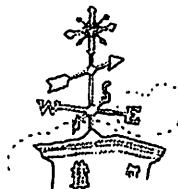
単に助産婦が妊娠婦や新生児の死亡、障害の減少に役立っていることへのアピールだけでなく、広く政治や社会が女性や出産に関心が高まる様にという目的で制定された「国際助産婦の日」は、加盟各国も大々的なイベントを組んでいる様です。

そして我々も負けじと今年も、「お母さんになる日まで、お母さんになってからも」・「全ての女性が平等に助産ケアを受けられる様に」のテーマのもと、例年通り市内のメインストリートに位置し三越に隣接する“141ビル”的5階イベントホールのセミナーホール・フィットネススタジオ・日本間・子供の部屋等全フロアを借り切って、5月14日(日)県下の20歳代の若き新人助産婦から、80歳代の満刺助産婦総勢40~50名が一堂に会し、その知恵と力と技と愛を集めて企画・運営しました。

企画内容は“一人一人の赤ちゃんに合った育児相談”“貧血予防！鉄たっぷりのお食事・実演・試食・相談コーナー”“妊娠ヨーガ”“赤ちゃんの扱い—初心者マーク：抱っこ・着脱・授乳方法他”“沐浴実演”“妊娠擬似体験—あなたも妊娠になって見ませんか？”等様々で、それぞれを日本助産婦会宮城県支部と宮城県看護協会助産婦職能とが中心となり、県内の病院や同好会の単位で運営しました。子育て支援を家族単位、地域単位で安心して出来るように、専門職の役割としてのボランティア活動の一環としてイベントを通して、市民には助産婦職の役割を知っていただくことになり、そして助産婦の仲間内では若き者は将来の自分像を、そしてキャリア組みには後継者の頼もし将来性の確認の場であることになります。

今年は5月14日となり、例年恒例の5月5日ではなかったせいか若干の参加者の減少があったものの、それでも約200名が会場をまわり、熱心に説明に耳を傾けたり、デモンストレーションに参加しておりました。沐浴や赤ちゃんの扱い方には列をつくる時間帯もあり、その関心の高さに驚かされます。

少子高齢社会の21世紀に向け、子育て術に対する社会のニーズはとても高いことを実感しました。“妊娠擬似体験”への参加者は大半が現在妊娠中のペアでした。夫が体験することで妻へのいたわりが聞こえ、“赤ちゃんの扱い”コーナーでは生まれてくる赤ちゃんへの想いが聞かされました。そのような中から主催者一同、これがイベントとしてではなく、恒常的に体験できる場所の保障を考えしていくことを確認しながら終了したとても貴重な1日でした。



21世紀に向けて助産婦からのメッセージ きてみませんか！

5月5日は国際助産婦の日です。これからお母様になられる方、今、育児真っ最中のお母様、私達助産婦と気軽にお話してみませんか。

- ◎日 時：平成12年5月14日(日) 13時～16時
- ◎場 所：仙台市青葉区一番町 141ビル5階 セミナーホール
- ◎主 催：日本助産婦会宮城県支部 宮城県看護協会 母子愛育会後援
お問合わせ先 022-362-4626
- ◎対 象：妊娠婦、結婚をひかえている女性、育児奮闘中の方、関心のある方

— 私のお産・いいお産 —

◎ 内容

1. ビデオ放映 (13時～16時)
選んでみませんか お産の仕方 [アクティブバース、ソフロロジー法、ラマーズ法]
2. 相談コーナー (13時～16時)
育児相談、家族計画、思春期相談、更年期相談、乳房管理 etc
3. 集団指導 (13時～16時)
(1)お母様の栄養 (栄養指導・調理実演・試食あり)、(2)妊婦ヨーガ (参加希望者はズボンでお越し下さい。) (3)赤ちゃんの扱い (おむつ交換、授乳、抱っこ、着衣等) (4)沐浴の実演指導 (5)妊娠擬似体験 (重い妊婦のような衣装をつけて、妊娠を擬似体験できます。御主人はふるつて御参加下さい。)



ICM の Web サイトがオープンしました

アドレスは、www.intlmidwives.org です。

この Web サイトから、以下の情報が引き出せます。

- ・ ICM の任務について
- ・ ICM の目的・目標について
- ・ ICM の主な活動について
- ・ ICM の会員登録に関する情報について
- ・ 関連文献及び出版物に関する情報について
- ・ 國際助産婦活動への署名について

この Web サイトからは、ICM と提携している団体 ; the Interagency Group for Safe Motherhood(IAG); UNICEF; UNFPA; WHO; FIGO; JHPEIGO ; などの Web サイトにもアクセスすることができます。

将来的には、ICM のすべての関連文書や、ニュースレターなどもこの Web サイト上で読むことができるようになります。会員の皆さんからも、色々なアイデアを募りたいと考えていますので、ご意見ご感想などを、E-mail お寄せ下さい。

E-mail アドレス : intlmidwives@compuserve.com

第6回アジア地域会議(インドネシア、バリ)のお知らせ

テーマ：2000 以降の母と新生児の健康

時 期：2000 年 9 月 3~5 日

詳しい情報は事務局にお問い合わせ下さい。

国際委員 福島恭子

【パンフレットの送付について】

日本助産学会ではケア対象の女性や家族に対して、“こんにちは！助産婦はいつも女性と共にいます”のパンフレットを作成いたしました。

このパンフレット作成の意図は、平成 10 年に現在の助産婦が責任を持って行う業務を明文化する必要から、「日本の助産婦が持つべき実践能力と責任範囲」をまとめましたが、この内容をケア対象の方々に知って貰い、助産婦を活用して頂く目的で平成 11 年の委員会事業として作成いたしました。

幸い、東京女性財団の平成 11 年度自主活動研究助成金を頂き 8,000 部を印刷し関係各所に配布いたしました。会員の皆様にも 1 部お送りいたしますのでご利用下さいませ。尚、1 部 10 円で増刷できますのでまとまった部数を必要な方は（有料になりますが）事務局に申し込みください。

業務・教育検討委員会

事務局だより

2000 年初回の総会で決定された活動方針に基づき活動が開始されました。どうぞよろしくお願いします。